

働省所管の各制度の事務において添付書類等を省略可能とする
といった規定の整備を行う。

第2 個人番号が追加される申請事務一覧（括弧内は、介護保険法施行規則の根拠条文）

- ・資格取得の届出等（第23条）
- ・住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出（第25条）
- ・被保険者証の交付（第26条）
- ・被保険者証の再交付及び返還（第27条）
- ・負担割合証の交付等（第28条の2）
- ・氏名変更の届出（第29条）
- ・住所変更の届出（第30条）
- ・世帯変更の届出（第31条）
- ・資格喪失の届出（第32条）
- ・要介護認定の申請等（第35条）
- ・要介護更新認定の申請等（第40条）
- ・要介護状態区分の変更の認定の申請等（第42条）
- ・要支援認定の申請等（第49条）
- ・要支援更新認定の申請等（第54条）
- ・要支援状態区分の変更の認定の申請等（第55条の2）
- ・介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請（第59条）
- ・介護保険法施行令第22条の2項6項の規定の適用の申請（第83条の2の3）
- ・高額介護サービス費の支給の申請（第83条の4）
- ・高額医療合算サービス費の支給の申請（第83条の4の4）
- ・特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定（第83条の6）
- ・特定入所者の負担限度額に関する特例（第83条の8）
- ・介護保険法施行令第29条の2の2第6項の規定の適用の申請（第97条の2の2）
- ・高額介護予防サービス費の支給の申請（第97条の2の3）
- ・医療保険者からの情報提供（第110条）

第3 留意点

- （1）被保険者からの届出に係る事項のうち、届出人に関する記載事項（介護保険法施行規則第33条第1項及び第171条第2項）については、個人番号を記載する必要はない。
- （2）法令で申請に係る記載事項が定められており、今般個人番号を追加する申請のうち、通知で様式例を示している申請書（①）及び法令で届出に係る記載事項は定められていないが、通知で様式例を示している届出書（②）については、本日付で別途様式例の改正版をお示しするので、参照されたい。

- ①・「高額介護医療合算介護サービス費支給申請書」
 - ・「介護保険負担限度額認定申請書」
 - ・「介護保険基準収入額適用申請書」
 - ・「介護保険 要介護認定申請・要支援認定 要介護更新認定・要支援更新認定 申請書」
 - ・「介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更申請書」
 - ・「介護保険 サービスの種類指定変更申請書」
- ②・「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」
 - ・「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」
 - ・「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」

(3) 申請等に係る記載事項が法令で定められており個人番号が今般追加されたが、様式例は通知で示していない（ただし、制度創設当時やこれまでの全国介護保険担当課長会議等では示している）申請書等は、少なくとも以下が考えられる。当該申請書等について、市町村独自に申請書の様式を定めている場合には、当該申請書にも個人番号欄を追加されたい。

- ・「介護保険資格取得・異動・喪失届」
- ・「介護保険 被保険者証交付申請書」
- ・「介護保険 被保険者証等再交付申請書」
- ・「介護保険 住所地特例 適用・変更・終了届」
- ・「介護保険特定負担限度額認定申請書」（旧措置入所者に関する認定申請）
- ・「介護保険 高額介護（予防）サービス費支給申請書」

(4) 申請に係る記載事項が法令で定められておらず、また、通知等で様式例をお示ししていない（ただし、制度創設当時やこれまでの全国介護保険担当課長会議等では示している）申請書は、少なくとも以下が考えられる。当該申請書について、市町村独自に様式を定めている場合には、当該申請書にも個人番号の追加が考えられる。

- ・「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書」
- ・「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書」
- ・「介護保険居宅介護（予防）サービス費等支給申請書（償還払用）」
- ・「介護保険特例サービス費等支給申請書（受領委任）」
- ・「介護保険料減免・徴収猶予申請書」
- ・「介護保険利用者負担額減額・免除申請書」
- ・「介護保険支払い方法変更（償還払い）終了申請書」
- ・「介護保険給付額減額免除申請書」
- ・「介護保険利用者負担額減額・免除等申請書」（旧措置入所者に関する認定申請）

(5) 介護保険事務に係る個人番号の利用に関する留意点などをまとめた事務連絡については、10月中を目途に発出予定である。

第4 施行期日

番号利用法附則第1条第4号の政令で定める日（平成28年1月1日）